

# 令和2年度事業計画書（案）

## 1. 基本方針

地域の福祉・生活課題が多様化し潜在化する中で、様々な不安を抱えた方々への支援体制の充実が必要とされています。地域共生社会の実現に向けて、住民が主体的に課題を把握し、ともに助け合う社会の実現が求められています。さらには、相次ぐ自然災害の中で、日常的な住民同士のつながりが災害時に大きな力となることを、これからの地域づくりに活かしていく必要があります。

また、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から9年が経過し、浪江町で暮らし始めている方々や、復興住宅等で新たな生活を始めている方々への支援はますます重要となってきます。

このような中、浪江町社会福祉協議会は、地域共生社会の実現に向け、これまで以上に専門性を発揮し、福祉施設や民生委員・児童委員はもとより、各関係機関・団体等との連携を図りながら地域福祉を推進します。

## 2. 重点目標

### (1) 住民主体の生活支援サービスの展開

- ① 社協における総合相談機能・生活支援活動の充実
- ② 新しい地域支援事業への対応

### (2) 住民の権利擁護に向けた取り組みの推進

- ① 生活困窮者自立支援事業を通じた地域づくりの推進
- ② 日常生活自立支援事業の充実
- ③ 成年後見制度への取り組み推進

### (3) 組織体制の強化推進

浪江事務所と二本松事務所の二極化に伴う基盤強化の推進

## 3. 法人運営事業

### (1) 各種会議の開催

- ① 理事会、評議員会の開催
- ② 監事による監査の実施

### (2) 人材育成

職員の資質向上のための研修会の実施し、多岐にわたる業務やニーズに対応できるよう努めます。

### (3) 広報事業

社協活動の報告、啓発、福祉に関する情報など広く住民に周知します。  
広報誌「はぐくみ」の発行及びホームページによる情報開示

## 4. 苦情解決体制の充実

住民や福祉サービス利用者の権利擁護・福祉サービスの質の向上を図る事を目的とし、住民等から寄せられた苦情に対応するため、適切な苦情解決体制の機能を充実させ、適切にサービス等を利用できるよう支援すると共に、担当職員等の資質向上に努めます。

[受付担当者 3 名 解決責任者 3 名 第 3 者委員 2 名]

## 5. ボランティア推進事業

住民が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを支援するため、住民同士の支え合いをはぐくむボランティア活動を推進します。町内及び避難先のニーズに合わせた活動調整や、活動の主体となるボランティアグループの支援をしていきます。

また、災害ボランティアセンターをいつでも設置することができるよう、日ごろから関係機関との連携を密に行い、あらゆる災害を想定しての準備を強化します。

## 6. 総合的な生活支援

### (1) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託）

低所得世帯や障がい者世帯等の経済的自立と生活の安定を図るため、以下の資金について、県社協をはじめとした関係機関と連携をしながら必要な支援を行います。

- ① 総合支援資金・・・失業等による生活維持のための立直し資金
- ② 福祉資金・・・住宅改修や生活上一時的に必要となる経費のための資金や緊急小口資金で緊急かつ一時的に生計維持のための資金
- ③ 教育支援資金・・・高校、大学等の就学のための資金
- ④ 不動産担保型生活資金・・・住宅等を担保とする生活資金
- ⑤ 生活復興支援資金・・・東日本大震災の被災世帯に対する特例福祉資金

### (2) 「生活支援相談員」配置事業（県社協受託）

- ① 未だ多くの住民が各避難先での生活を継続しており、各避難先での課題を的確な機関へと繋げる訪問活動に努めます。
- ② 孤立している人を交流会等の開催を通して地域に溶け込めるよう努めます。

③ 避難先社協をはじめ、各関係機関との連携を密にし、県内全域での支援体制整備に努めます。

(3) 生活援助資金貸付事業

一時的な生活費や医療費など生活支援のための資金の貸付について、福島県社会福祉協議会の貸付制度では対応しきれない困窮者に対し、必要な支援を行います。

(4) 復興支援員事業（町受託）

① 県外を中心に、生活困窮等の課題がある町民に対して、戸別訪問等を通して的確な公的制度やサービスを伝え、避難先での課題が解消できるようサポートしていきます。

② 交流の場づくり等を通して県内外に避難している町民等の絆の維持・強化に努めます。

③ 借り上げ住宅終了に伴い、生活困窮に陥るような世帯を早期に発見し、的確な機関へ繋げ解決できるよう努めます。

④ 県内3カ所に設置されている交流館を町民が有意義に活用できるよう維持・管理に努めます。

## 7. 高齢者福祉事業の推進

(1) 日常生活自立支援事業（県社協受託）

認知症・精神・知的などの障がいにより日常生活上の判断能力が不十分な方を対象に、必要な金銭の出し入れ等の支援を行います。

(2) 福祉用具貸与事業

けが等により日常生活に支障をきたしている状態の一時的改善のために福祉用具を貸出いたします。但し原則として、介護保険による福祉用具レンタルの対象とならない方を対象とします。

## 8. 福祉車両運行事業

(1) 車いす同乗自動車貸出事業

自力歩行困難な方の外出を支援する目的で、家族、親族が運転する車の貸出をします。但し原則月2回以内の利用で燃料費は自己負担となります。

(2) 福祉バス運行事業

社会福祉協議会が事務局等に関係する団体に限り運行していきます。また、当会サロン等で活用します。

## 9. 心配ごと相談所

現在は、各地域にて弁護士や専門職による相談が実施されている状況を鑑みて、本会としての活動は引き続き休止とします。

## 10. 共同募金配分事業

町民の皆様や、企業、ボランティア学校、事業所等の協力により集められた募金の実績額により、福島県共同募金会から受けた配分金を活用し、地域活動の推進に努めます。

### (1) 地域における交流の場づくり

町民の健康増進、孤立化防止を図る目的で、関係団体と連携しサロンなどを開催します。

### (2) 広報活動

社協だよりやホームページの活用に加え、SNS、運動グッズ等により、幅広い世代に対して本会の事業や関係団体の地域福祉活動を理解していただくよう取り組みます。また、ホームページの情報の迅速な更新や、わかりやすい情報発信に努めます。

### (3) 福祉車両の運行管理

福祉車両運行事業運営の安定化を図る目的で福祉車両の維持管理に努めます。

## 11. 会員等の募集

### (1) 本会員

会員募集や会費徴収は引き続き停止します。

### (2) 各種運動

- ① 日赤社員増強運動・・・日赤福島県支部と協力し、社員増強のための啓発活動を推進します。
- ② 赤い羽根共同募金運動・・・地域住民や関係機関と連携し、街頭募金や法人募金の協力を呼びかけながら、集めた募金を地域福祉活動に活用するなど、地域で資金を循環させる運動を推進します。
- ③ 歳末たすけあい募金運動・・・町民の理解を深めながら、12月の運動月間における募金活動に努めるとともに、配分金を地域福祉の推進に有効に活用します。また、助成金の目的や効果について理解をいただくよう啓発・報告に努めます。

### (3) 社会福祉事業協力寄付金

社会福祉事業へ善意の篤志寄付金、遺志寄付金を基金として積立てており、これらを原資として各種事業の継続を図ります。

## 12. 介護保険事業の推進

居宅介護支援事業、訪問介護事業を介護保険指定事業所として、維持継続を図ります。

- (1) 居宅介護支援事業・・・医療機関との連携を図るとともに、自立支援に向けたケアマネジメントの実施に努めます。合わせて、町内での事業所再開に向けた人員確保・体制作りに取り組みます。
- (2) 訪問介護事業・・・自宅を訪問し、入浴、掃除、洗濯、調理等、日常生活の援助を行います。

## 13. サポートセンター事業（町受託）

避難指示解除と合わせて浪江町内及び南相馬市の一部で高齢者が安心して健康な生活ができるよう支援します。

- ① 安否確認等
- ② 訪問介護

## 14. 地域包括支援センター事業

### (1) 地域包括支援センター事業（町受託）

地域住民の健康の保持及び生活の安定に必要な援助を継続的に行い、高齢者やその家族を支援します。（令和2年7月1日受託予定）

### (2) 生活支援体制整備事業（町受託）

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を継続配置し、多様な主体によるサービス提供を目指します。また、地域住民の互助関係の構築を推進します。

## 15. 福祉団体育成の支援

各種団体の諸活動をサポートし、自主運営しやすい環境づくりに努めます。

[事務局としての支援]

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 老人クラブ連合会 | ③ 民生児童委員協議会 |
| ② 戦没者遺族会   | ④ 赤十字奉仕団    |